

○佐賀市地域総合整備資金貸付要領

(目的)

第1条 この要領は、佐賀市地域総合整備資金貸付要綱（以下「要綱」という。）第23条の規定に基づき、地域総合整備資金の貸付けに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(貸付けの対象とする事業の選定に係る基本方針)

第2条 地域総合整備資金の貸付けの対象とする事業の選定に当たっては、地域振興民間能力活用事業計画への位置付けに係る要件を除き、要綱に定める貸付要件を満たすことを前提として、本市の総合計画その他の関連する計画及び施策との整合性並びに当該事業により見込まれる地域振興効果を踏まえ、本市が政策的に支援する必要性を総合的に勘案するものとする。

2 事業の選定にあたっては、事業の名称又は形態のみをもって判断せず、当該事業の内容及び当該事業により見込まれる地域振興効果を踏まえて総合的に判断するものとする。

(貸付対象事業の類型)

第3条 要綱第3条第1項第1号に該当する事業とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 域外需要、投資又は所得を呼び込み、市内取引の拡大、地域資源の高付加価値化、関連産業の集積その他の効果を通じて、本市の産業基盤の強化に寄与する事業（以下「地域経済牽引・産業基盤強化型」という。）

(2) 歴史、文化、自然、食、工芸その他の地域資源を活用し、交流、回遊、消費及び地域事業者との連携を生み出すことにより、エリアの価値向上に寄与する事業（以下「地域資源活用・交流創出型」という。）

(3) 生活サービスが不足し、又はその維持が困難な地域において、必要な機能を確保又は改善することにより、住民生活の維持若しくは向上及び地域課題の解決に寄与する事業（以下「生活課題解決・地域機能確保型」という。）

(貸付対象事業の対象外)

第4条 次の各号のいずれかに該当する事業は、貸付対象事業として選定しないものとする。

(1) 市が政策的に支援する必要性が確認できない事業

解決すべき地域課題、強化すべき地域機能又は市の計画若しくは施策との整合性が具体的に確認できない事業

(2) 追加的な地域振興効果が認められない事業

当該事業の実施による効果が、売上げ、収益、生産能力、事業規模又は事業環境の維持若しくは改善その他申請者内部の効果にとどまる事業、又は、要綱に定める新規雇用の確保以外に、市内取引の拡大、域外需要の獲得、地域資源の活用、交流の促進、生活機能の確保その他地域への具体的な波及効果が認められない事業

(3) 居住又は投資収益の確保を主たる目的とする事業

専ら居住の用に供する施設の整備又は不動産等の保有、転売、賃貸、転貸若しくは運用による投資収益の確保を主たる目的とする事業

(4) 法令又は制度の趣旨に照らし支援することが適当でない事業

法令に違反し、又は違反するおそれがある事業、公序良俗に反する事業、風俗営業その他地域総合整備資金による政策的な支援を行うことが適当でないと認められる事業

- 2 前項各号への該当性については、事業の名称、業種又は施設の形態のみをもって判断せず、当該投資の目的、事業実施前後における施設機能の変化、当該事業により見込まれる地域振興効果、市内の既存機能との関係及び本市の計画又は施策との整合性を踏まえて総合的に判断するものとする。

(市の補助金等との関係)

第5条 市から補助金その他これに類する財政的支援の交付を受けている事業(受ける予定のものを含む。)は、貸付対象事業として選定しないものとする。ただし、国又は県の補助制度に基づき市を経由して交付される補助金等については、この限りでない。

- 2 国又は県の補助金等を活用する場合の貸付対象費用の算定については、要綱第5条第2項の規定によるものとする。

(事前協議)

第6条 地域総合整備資金の利用を希望する者(以下「協議者」という。)は、事業に着手

する前に、あらかじめ市長に協議するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が地域振興に資する事業と認める場合は、当該事業の着手後であっても事前協議を行うことができる。ただし、当該事業の完了後は、事前協議を行うことができない。
- 3 協議者は、前2項の事前協議を行おうとするときは、佐賀市地域総合整備資金貸付事前協議依頼書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の依頼書の提出があったときは、事業を所管する課（以下「事業担当課」という。）及び当該事業に関係する課と連携し、当該事業の内容、地域総合整備資金の貸付要件、予算の状況その他必要な事項を確認し、調整を行うものとする。
- 5 市長は、前項の確認及び調整を終えたときは、佐賀市地域総合整備資金貸付事前協議結果通知書（様式第2号）により、その結果を通知するものとする。

（一次審査）

第7条 要綱第14条の規定による借入申込みがあったときは、当該申込みに係る事業（以下「申込事業」という。）について、審査会に付議することの適否を判断するため、第4項各号に掲げる事項を確認する一次審査を行うものとする。

- 2 申請者は、前項の一次審査に当たり、要綱第14条第6号に規定する補足資料として、地域振興効果等説明書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。
- 3 一次審査は、事業担当課及び企画政策課が行うものとする。
- 4 一次審査は、要綱第14条の規定により提出された書類に基づき、次の各号に掲げる事項を確認するものとする。

（1）地域振興民間能力活用事業計画への位置付けに係る要件を除き、要綱に定める基本的な貸付要件への適合性

（2）第3条各号のいずれかに該当していることについて、必要な説明及び根拠が示されていること。

（3）第4条各号への該当性を審査会において判断するために必要な説明及び根拠が示されていること。

（4）第5条の規定により貸付対象事業から除外される事業に該当しないこと。

(5) 申込事業により見込まれる地域振興効果について、その内容及び根拠が具体的に示され、可能なものについては数値その他の客観的な指標が設定されていること。

5 事業担当課及び企画政策課は、前項に規定する確認を実施する場合であって、必要があると認めるときは、申請者に対し、提出書類の補正又は資料の追加提出若しくは説明を求めることができる。

(審査会への付議)

第8条 一次審査の結果、前条第4項各号に掲げる事項が確認できた事業については、審査会に付議するものとする。

2 前条第5項の規定による提出書類の補正、資料の追加提出又は説明を経ても、同条第4項各号に掲げる事項が確認できない事業については、審査会に付議しないものとする。

(審査会)

第9条 審査会は、地域総合整備資金の貸付けの対象とする事業の選定に関し、必要な審査を行うものとする。

2 審査会は、申請者に事業内容の説明を求め、必要に応じて質疑を行うことができる。

3 審査会は、次の各号に掲げる事項を総合的に審査するものとする。

(1) 地域振興効果

(2) 政策的必要性

(3) 事業の実現性、持続性及び償還確実性

(4) 財政負担及び貸付額の妥当性

4 審査会は、審査が終了した事業について、意見を付し市長へ報告するものとする。

5 審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(貸付けの対象とする事業の選定)

第10条 市長は、審査会の審査結果を踏まえ、地域総合整備資金の貸付けの対象とする事業を選定するものとする。

(地域振興民間能力活用事業計画)

第11条 市長は、前条の規定により選定した事業について、本市の総合計画その他の関連する計画及び施策との整合を図り、地域振興民間能力活用事業計画を策定し、当該事業

を同計画に位置付けるものとする。

(財団への調査及び検討の依頼)

第12条 市長は、前条の規定により地域振興民間能力活用事業計画に位置付けた事業について、財団に対し、貸付対象事業についての総合的な調査及び検討を依頼するものとする。

2 市長は、財団から前項の調査及び検討の結果、資金の貸付けを行うことを決定した旨の報告を受け、かつ、必要な予算措置その他の手続が完了したときは、要綱第15条の規定による貸付けの決定を行うものとする。

(庶務)

第13条 この要領に関する事務は、企画政策課において処理する。ただし、個別の事業に係る事前協議、一次審査その他必要な事務については、事業担当課と連携して行うものとする。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から適用する

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

佐賀市長 様

佐賀市地域総合整備資金貸付事前協議依頼書

事業 者 名		公の出資割合		%		
事業 名						
事業 及 び 主要施設の概要						
償還期間		年 ※ 20年超を希望する場合：民間金融機関等借入 15年・法定耐用年数 年				
新 規 雇 用		人				
事業 地 の 住 所						
対象類型		☐ 地域経済牽引・産業基盤強化型 ☐ 地域資源活用・交流創出型 ☐ 生活課題解決・地域機能確保型				
<スケジュール>	事業 着 手		事業 完 了		営 業 開 始	
	令和 年 月 日		令和 年 月 日		令和 年 月 日	
貸 付 予 定 時 期		令和 年 月 日		※複数年度案件の場合は、初回分の希望時期を記入のこと		
<設備投資等及び資金調達の内訳>		保証金融機関		(保証補助の予定 有・無)		
(単位：百万円)		総 額		令和 年度	令和 年度	令和 年度
設備投資等の総額		0		0	0	0
貸付対象事業費(①+②+③+④＝a)		0		0	0	0
資金 調 達 内 訳	(①ふるさと融資 b)	0				
	(②民間金融機関等借入金)	0				
	(③補助金 c)	0				
	(④その他(自己資金等))	0				
	ふるさと融資比率 $b/(a-c)$	%		%	%	%
貸付対象外事業費(消費税等)		0				
<貸付対象事業費(a)の内訳> (単位：百万円)						

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

佐賀市長

佐賀市地域総合整備資金貸付事前協議結果通知書

令和 年 月 日付けで提出のあった佐賀市地域総合整備資金貸付事前協議依頼書について、事前協議の結果を下記のとおり通知します。

記

1 事業名

2 事前協議における確認・調整事項

3 今後の取り扱い

- ☐ 借入れ申込みを行う場合は、佐賀市地域総合整備資金貸付要綱に定める申込書類を提出してください。
- ☐ 予算の状況その他の事情により、現時点では借入申込みを受理できない可能性がございます。

※本通知は、当該事業を地域総合整備資金の貸付けの対象とする事業として選定すること又は地域総合整備資金の貸付けを決定することを意味するものではありません。

地域振興効果等説明書

1 申請事業の基本情報

申請者名	
事業名	
事業実施場所	
担当者・連絡先	

2 該当する事業類型

本事業が該当すると考える類型にチェックし、その理由を具体的に記載してください。

☐ 地域経済牽引・産業基盤強化型	域外需要・投資・所得、市内取引、地域資源の高付加価値化、関連産業の集積等
☐ 地域資源活用・交流創出型	歴史・文化・自然・食・工芸等の地域資源を活用した交流、回遊、消費、地域事業者との連携等
☐ 生活課題解決・地域機能確保型	生活サービスの不足・維持困難への対応、必要な地域機能の確保・改善等

当該類型に該当すると考える理由

3 地域課題・強化しようとする地域機能

(1)本事業により解決しようとする地域課題、又は強化しようとする地域機能を具体的に記載してください。

記載のポイント:「どの地域で」「誰に対して」「どのような課題があるか(又は、どのような地域機能を強化するか)」が分かるように記載してください。

(2)上記の課題・地域機能を客観的に示す根拠を記載してください。

記載のポイント:市の計画、統計、行政資料、第三者調査、市場調査等を活用してください。事業者又は委託先が作成した調査・推計を根拠とする場合は、調査対象、調査方法、サンプル数、算定前提等が確認できる資料を添付してください。

資料名	作成主体	作成年月	該当ページ・箇所等

4 申請者以外の地域への具体的な効果

売上、収益、事業規模の拡大等の申請者内部の効果にとどまらず、本事業により市民、市内事業者、地域等に生じる具体的な効果を記載してください。

記載のポイント:例:市内雇用、市内事業者との取引、域外からの来訪・消費、地域資源の活用、周辺地域への回遊、地域サービスの向上等。該当するものを具体的に記載してください。

根拠資料・出典(資料名、作成主体、作成年月、該当ページ・箇所等)

5 地域課題・事業内容・地域振興効果・KPI の関係

地域課題から KPI までのつながりが分かるよう、主なものを整理してください。

地域課題・強化する機能	本事業による対応	期待する地域振興効果	対応する KPI

6 地域振興効果に係る KPI

KPI は少なくとも 1 項目設定し、原則として人数、金額、件数、利用者数等の定量的な指標としてください。定量化が困難な場合は、指標欄に定性的指標を記載し、目標値の設定根拠欄に定量化が困難な理由を記載してください。KPI は貸付後に確認可能な指標を設定してください。

KPI 1

関連する地域振興効果		指標(KPI)	
基準値・時点		目標値・達成時期	
測定方法・データ出典		目標値の設定根拠	

KPI 2

関連する地域振興効果		指標(KPI)	
基準値・時点		目標値・達成時期	
測定方法・データ出典		目標値の設定根拠	

7 今回の投資により新たに生じる効果(投資の追加性)

今回の投資を行わない場合と比較して、地域に新たに生じる効果を記載してください。

記載のポイント:単なる修繕、原状回復、既存と同程度の機能を維持するための設備更新等との違いが分かるよう、雇用、取引、需要、サービス、交流、回遊等の追加的な効果を具体的に記載してください。

根拠資料・出典(資料名、作成主体、作成年月、該当ページ・箇所等)

8 ふるさと融資を活用することによる追加的効果

ふるさと融資を活用する場合と活用しない場合で、事業内容、事業規模、実施時期、地域振興効果等にどのような違いが生じるか記載してください。活用しない場合の資金調達方法、事業縮小・延期等の想定がある場合は併せて記載してください。

比較項目	融資を活用する場合	融資を活用しない場合	差分・理由
事業内容・機能			
事業規模			
実施時期			
地域振興効果			
資金調達			

9 市内既存需要との関係

市内の既存事業者から利用者、売上げ、雇用又は取引の移転が想定される場合、その影響と、それを上回る新規需要、域外需要、未充足需要等の獲得について説明してください。

記載のポイント:既存事業者との競合があることのみで対象外となるものではありません。地域全体として追加的な効果が見込まれる理由が分かるように記載してください。

根拠資料・出典(資料名、作成主体、作成年月、該当ページ・箇所等)

10 地域振興効果に関する補足事項

上記以外に、本事業の地域振興効果を説明するうえで特に補足すべき事項があれば記載してください。

記載のポイント：他の行政計画との整合、地域団体・市内事業者との連携、効果の継続性等について補足することができます。

根拠資料・出典（資料名、該当ページ・箇所等）

11 添付資料一覧

No.	資料名	作成主体	作成年月	該当ページ・箇所	備考
1					
2					
3					
4					

【提出に当たって】

- ・既にふるさと財団所定様式や事業計画書等に同内容の記載がある場合は、「別紙〇〇の〇頁参照」等の記載でも差し支えありません。
- ・根拠資料は、確認に必要な範囲で添付し、該当箇所が分かるようにしてください。
- ・記載内容について追加説明又は資料の補正をお願いする場合があります。